

本 部 内 各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の施行について

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第85号）及び地方警務官の懲戒の取扱いに関する規程等の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第13号。以下「改正法令」という。）が、令和2年12月28日に公布され、同日施行された（公布された法令は別添のとおり。）。

この度の改正に係る運用上の留意事項等は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

#### 記

#### 1 新様式を使用した申請等を受け付ける際の留意事項

##### (1) 押印等をして申請がなされた場合の対応

新様式に押印をして申請がなされた場合であっても、適切な申請として取り扱うこと。

##### (2) 申請等に不審点がある場合の対応

名義人以外の者による申請等であることが疑われるなど、不審な点が認められる場合には、窓口や電話等で名義人に対して必要な確認を行うこと。

#### 2 旧様式を使用した申請等の取扱い（経過措置の効果）

改正法令の附則第2条第1項の規定において、旧様式により使用されている書類は、当分の間、新様式によるものとみなすこととされており、同条第2項の規定において、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとされているため、旧様式による申請等の取扱いは次のとおりとなる。

##### (1) 改正法令の施行前に押印等をして提出済みであった書類を改正法令の施行後に受理する場合であっても、新様式による提出を求めないこと。

##### (2) 改正法令の施行後に旧様式を用いてなされた申請等については、押印がなされているもの及び押印がなされていないものいずれも、適切な申請として取り扱うこと。

#### 3 その他

申請等の書類に誤記があった場合に慣習的に訂正印を求めていた手続については、訂正したことが明らかとなるよう訂正者が二重線等で取り繕うこととし、押印を求めないこと。

担当 警務課 企画係

※ 別添省略

